

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起休日は、その翌日)

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び名称
------	-------	--------------	-------------

鳥取県 第四八五号	郡家町梨粒状複合肥料五六四	窒素全量 りん酸全量 加里全量	六・〇 六・〇 四・〇
		水溶性加里	二〇〇一 八頭郡郡家町大字宮谷

郡家町農業協同組合

◆告示 肥料の登録

肥料の登録の更新

土地改良事業計画の適否の決定(八件)

土地改良事業の認可(七件)

開発行為に関する工事の完了

鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

告示

鳥取県告示第千百九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、  
次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

鳥取県 第四八七号	組合尿素入り草 地粒状複合肥料 グリンスター 号	組合尿素入り草 地粒状複合肥料 グリンスター 号	窒素全量 うち アンモニア性窒素 可溶性りん酸 水溶性加里	一四・〇 一一・二 一四・〇 一一・〇
窒素全量 一〇・〇	うち アンモニア性窒素 可溶性りん酸 水溶性加里 一二・〇	一二・〇 一二・〇 一二・〇 一二・〇	西伯郡大山町豊房二〇 香取開拓農業協同組合	二五 二〇〇一 八頭郡郡家町大字宮谷

鳥取県 第四九号 一号	鳥取県 第四九号 〇号	鳥取県 第四八九号	泊梨粒状複合肥 料二号
中山町梨粒状複 合肥料二号	特製混合有機質 肥料七八号	ハワイ梨粒状複 合肥料二号	泊梨粒状複合肥 料二号
うち 水溶性加里	うち 水溶性加里	うち 水溶性加里	うち 水溶性加里
うち 水溶性加里	うち 水溶性加里	うち 水溶性加里	うち 水溶性加里

○二一  
東伯郡泊村大字園二三  
泊村農業協同組合

鳥取県告示第千百十号  
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県 第四五一号	登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び名称
西伯郡中山町下甲二九 中山町農業協同組合	鳥取県 第四二九号	粉末	四・〇かにがら	境港市米川町一〇六 有限会社寺田水産
うち 水溶性苦土	うち 水溶性苦土	うち 水溶性苦土	四・〇	境港市米川町一〇六 有限会社寺田水産
うち 水溶性苦土	うち 水溶性苦土	うち 水溶性苦土	四・〇	境港市米川町一〇六 有限会社寺田水産

うち  
水溶性苦土

鳥取県 第四五五号	鳥取県 第四五五号	鳥取県 第四五三号	鳥取県 第四五二号	く溶性マンガン ○・三
肥料 ハワイ梨粒状複合	肥料 泊梨粒状複合	肥料 東郷町梨粒状複合	肥料 以西梨粒状複合	窒素全量 五・〇
うち 水溶性加里 五・九	うち 水溶性加里 六・〇	うち 水溶性加里 六・〇	うち 水溶性加里 三・八	りん酸全量 七・〇
うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量	うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量	うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量	うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量	うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量
一・八 六・〇	一・八 六・〇	四・五	五・〇	五・〇
東伯郡羽合町大字久留 羽合町農業協同組合	東伯郡泊村大字園五九 泊村農業協同組合	寺三七八 東郷町農業協同組合	赤崎町大字赤崎 赤崎町農業協同組合	東伯郡赤崎町大字赤崎 赤崎町農業協同組合

鳥取県 第四六一号	鳥取県 第四六〇号	鳥取県 第四五六号	鳥取県 第四五六号	窒素全量 六・〇
肥料 赤崎町梨粒状複合	肥料 倉吉梨粒状複合	肥料 中山町梨粒状複合	肥料 関金梨粒状複合	うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量
うち 水溶性加里 七・〇	うち 水溶性加里 五・〇	うち 水溶性加里 五・〇	うち 水溶性加里 五・〇	うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量
うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量	うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量	うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量	うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量	うち アンモニア性窒素 りん酸全量 加里全量
一・〇 三・〇	一・〇 三・〇	三・八	三・八	五・〇
東伯郡赤崎町大字赤崎 赤崎町農業協同組合	倉吉市越殿町一四〇九 倉吉市農業協同組合	西伯郡中山町大字下甲 中山町農業協同組合	居二〇一 関金町農業協同組合	東伯郡関金町大字大鳥 居二〇一 関金町農業協同組合

鳥取県 第四六四号	鳥取県 第四六三号	鳥取県 第四六二号
ぶどう粒状複合 肥料五八六号	ぶどう粒状複合 肥料五八六号	ぶどう粒状複合 肥料七七五号
うち 水溶性りん酸	うち 水溶性りん酸	うち 水溶性りん酸
うち 可溶性りん酸	うち 可溶性りん酸	うち 可溶性りん酸
りん酸全量	りん酸全量	りん酸全量
うち アンモニア性窒素	うち アンモニア性窒素	うち アンモニア性窒素
窒素全量	窒素全量	窒素全量
うち アソニニア性窒素	うち アソニニア性窒素	うち アソニニア性窒素
りん酸全量	りん酸全量	りん酸全量
うち 可溶性りん酸	うち 可溶性りん酸	うち 可溶性りん酸
うち 水溶性りん酸	うち 水溶性りん酸	うち 水溶性りん酸
加里全量	加里全量	加里全量
うち 水溶性加里	うち 水溶性加里	うち 水溶性加里
五・〇	五・〇	五・〇
五・〇	五・〇	五・〇
六・〇	六・〇	六・〇
四・五	四・五	四・五
二・七	二・七	二・七
倉吉市農業協同組合		
倉吉市越殿町一四〇九		
大栄町農業協同組合		
東伯郡大栄町大字良宿五六一		
西伯郡名和町大字御来二六一四		

## 鳥取県告示第千百十一号

昭和五十七年九月二十九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(伏野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所

鳥取市役所  
異議の申出

鳥取県 第四六五号	鳥取県 第四六五号
名和町梨粒状複合肥料	名和町梨粒状複合肥料
うち 水溶性加里	うち 水溶性加里
五・〇	五・〇
七・〇	七・〇
屋二六一四	屋二六一四
名和町農業協同組合	名和町農業協同組合

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第千百十二号

昭和五十七年九月一日付で鳥取市から申請のあつた土地改良（大郷（松原）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 鴻 三

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 鴻 三

三

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

#### 二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十一月十日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第千百十三号

昭和五十七年九月一日付で鳥取市から申請のあつた土地改良（大郷（福谷）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 鴻 三

三

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

#### 二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十一月十日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

### 鳥取県告示第千百十四号

昭和五十七年九月二十九日付で鳥取市から申請のあつた土地改良（末恒（白兎）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認め

昭和57年11月9日 火曜日

## 鳥取県公報

たので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二 第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

鳥取県告示第千百十六号

昭和五十七年九月一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（末

恒（白鬼）地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

恒（白鬼）地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

一 縦覧に供する書類

鳥取県知事 平 林 鴻 三

462

- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十七年十一月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第千百十七号**

昭和五十七年九月四日付で江府町から申請のあつた土地改良（俣野（原林）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 二 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間  
昭和五十七年十一月十日から二十日間
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第千百十八号**

昭和五十七年九月一日付で鳥取市から申請のあつた土地改良（鳥取南部（篠坂）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十七年十一月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申出

昭和57年11月9日 火曜日

## 鳥取県公報

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第千百十九号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（三保地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十一月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三  
昭和五十七年十一月九日

## 鳥取県告示第千百二十二号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（藤助谷地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十一月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年十一月九日

464

## 鳥取県告示第千百二十三号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（明間地区客土）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十一月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年十一月九日

用瀬町から申請のあつた町営土地改良（安藏地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十一月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大山町から申請のあつた町営土地改良（明間地区客土）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十一月四日認可し

9 昭和57年11月9日 火曜日

## 鳥取県公報

第5407号

たので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千百二十四号

大山町から申請のあつた町営土地改良（明間地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十一月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千百二十五号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（小林地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十一月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第十六号

昭和五十八年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項により実施する。

昭和五十七年十一月九日

昭和五十八年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- (二) 交付時間  
八時三十分から十六時（土曜日は十二時）まで  
2 交付場所 県立久松幼稚園

一 募集園児数 約九十人

二 応募資格

昭和五十三年四月二日から昭和五十四年四月一日までに出生した幼児で、集団生活に適応できるもの

三 応募期間及び受付時間

1 応募期間

昭和五十七年十一月二十四日（水）及び同月二十五日（木）

2 受付時間

十四時から十六時三十分まで

四 応募手続

1 入園志願者の保護者は、応募期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園（以下「県立久松幼稚園」という。）に提出しなければならない。

2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものとする。

五 入園志願書の交付

1 交付の期間及び時間

(一) 交付期間

昭和五十七年十一月十五日（月）から同月二十日（土）まで

六 入園許可の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園の許可を決定する。

七 抽選の期日等

1 期日

昭和五十七年十二月三日（金）九時

2 場所

県立久松幼稚園

3 抽選方法

受付番号票と引き換えに、入園志願者が受付番号順に行う。

八 入園許可の発表

昭和五十七年十二月三日（金）十五時に県立久松幼稚園に掲示する。

九 注意事項

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園（電話鳥取一二一局三二五二番）に問い合わせること。